

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当グループは、株主、顧客、取引先及び社員にとってより高い企業価値の創造に努めることを最重要課題と認識し、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制と公正かつ透明性のある経営システムの構築・充実ならびにリスク・コンプライアンス体制の強化を図ることに努めています。

- (1) 株主の権利・平等性の確保のための環境整備に努めます。
- (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4) 取締役会等の責務に応えるため適切な遂行に努めます。
- (5) 株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

以下、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由を説明いたします。

【補充原則4-3 4-3 CEOの選任・解任手続の整備について】

取締役会は、CEOの選解任は当社における最重要戦略的意思決定であることを認識し、独立社外取締役の意見も踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任するよう努めてまいります。

【補充原則4-10 指名・報酬の諮問委員会】

当社は、任意の指名・報酬委員会等の独立した諮問委員会を設置しておりませんが、取締役にて要求される資質や属性についての議論は行っております。取締役の報酬につきましては、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることができるよう検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社は、事業の拡大・発展及び安定化・効率化に資する取引関係の構築・強化を目的とした企業の株式を保有しております。保有の合理性及び個別銘柄の保有適否に関しては、資本効率性の観点から当社の資本コスト水準と対象会社のROE水準を確認し総合的に判断する方針であり、毎年、取締役会において、当事業との関連、将来的な当事業の方向性への貢献等も含め、保有適否を検討・確認しております。

2. 議決権行使に関する基本方針

政策保有株式の議決権の行使については、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、議案が株主価値を棄損するものか確認し、また保有先の業況等を勘案した上で、賛否を判断し議決権を行使します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者取引を行う場合には、当社取締役会にてその内容及び性質に応じた適切な手続を実施し、有価証券報告書等に開示することとしています。また、関連当事者の有無及び関連当事者と当社との取引の有無、並びに取引の内容等については、開示に先立ち取締役会に報告し、「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に定める取引の重要性の判断基準に基づき評価を行なっています。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当部署が運用機関に対するモニタリング等の活動を実施できるよう、適切な資質を備えた人材を配置するとともに、社外の企業年金セミナー等への参加を通じてその専門性を高めるよう努めております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

1. 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は経営の基本理念を以下のように定め、有価証券報告書、ホームページ(<https://www.fuji.co.jp/>)に開示しています。

職務遂行の全ての場面において、法令・社会規範・定款・社内規則を遵守します。

たゆまぬ技術開発と品質向上で、より便利で快適な社会づくりに貢献する商品・サービスを提供します。

個人を尊重し、強いチームワークを育む明るい職場をつくります。

グローバルで革新的な経営により、未来への新たな事業フィールドを拓きます。

地球環境の保護が人類共通のテーマと認識し環境に配慮した企業活動を行います。

また、経営戦略、経営計画として2018年度からの中期経営目標(3か年)を決算説明会資料に記載し、ホームページに開示しています。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

本報告書冒頭の「1. 基本的な考え方」に記載しています。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬

本報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」「取締役報酬関係」に記載しています。

4. 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名

当社では、経営の意思決定機能と業務の執行機能を分離し、経営のスピード化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、執行役員への権限委譲を行なうとともに業務の執行責任を持たせており、各部門の業務執行を担える人材を代表取締役が選定し、取締役会の承認を経て執行役員として決定しています。当社の取締役候補者及び監査役候補者の選任及び指名の説明については、株主総会招集通知に個々の略歴を記載しており、また、社外取締役候補者及び社外監査役候補者については、個々の選任理由も記載しています。

また、取締役の経営責任を重視し、株主の皆様から毎年取締役としての信任をお諮りするため、定款により取締役の任期を1年と定めています。なお、迅速かつ効率的な取締役会運営のため、定款により取締役の人数は10名以内と定めています。

(1) 経営陣幹部及び取締役候補者の選定

当社では、経営陣幹部選解任、取締役候補指名におきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しています。

(2) 監査役候補者の選定

監査役候補指名につきましては、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しています。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲とその概要

当社の取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行等の決定を行います。また、経営の意思決定機能と業務の執行機能を分離し、経営のスピード化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、執行役員への権限委譲を行なうとともに業務の執行責任を持たせており、定例及び臨時経営業務執行会議にて業務執行の報告及び方針の決定を行なっています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効活用】

当社は、取締役8名中、3名が独立社外取締役です。独立社外取締役は豊富な経験と専門知識を活かし、当社の経営事項の決定や業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。取締役会においては中立な立場で意見し、議論を行っているなど、ガバナンス強化に向けて十分に機能していると考えております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、独立社外取締役の候補者選定にあたり、会社法及び東京証券取引所及び当社の定める独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模

当社の取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、的確・迅速・公正な意思決定が行われるよう努めています。その実現のため、当社取締役会は、当社業界の内外を問わず高度な専門性を有する者を社外取締役に複数選任しています。また、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社にとって最適な形で確保されるよう努めています。また、定款にて取締役の数を10名までと定め、迅速かつ効率的な意思決定を行うよう努めています。

補充原則4-11 取締役・監査役の兼任状況

当社は、取締役及び監査役について毎年4月に兼任状況を確認し、有価証券報告書に開示しています。

補充原則4-11 取締役会の実効性についての分析・評価

取締役会の実効性評価については、2020年4月に取締役会の実効性評価のアンケートを取締役・監査役全員を対象に実施しました。アンケートを分析・評価した結果、取締役会の構成、審議されるべき議題、ガバナンス体制については実効性が確保されているという結果となりましたが、一方で主に新任の社外役員に対しては、より一層会社の理解を深められるような仕組みの構築が必要であるとの結果に至りました。これを踏まえ、従来の研修に加え、当社製品・市場環境等についてはより専門的で高度なトレーニングを実施することで、取締役会の実効性を一層高めていくよう努めています。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニング

当社新任役員は、外部機関開催の法令上の権限と義務等に関する研修を受講しています。また、取締役はマネジメントに求められるリーダーシップや経営スキルに関する研修等、適宜外部機関開催の研修を活用し受講しています。監査役は監査役協会開催の講習等を受講しています。また、社外役員については一層会社の理解を深められるよう製品や市場動向等についてのトレーニングも実施しています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話を目的に窓口を設け、代表取締役、担当役員等が積極的に対話に臨み、経営戦略、事業部戦略、財務情報等について、公平性、正確性、継続性を重視し、双方向の良好なコミュニケーションを図るIR活動を展開し、建設的な対話が実現できるよう努めています。

(1) 決算期末、第2四半期の決算説明会は代表取締役及び担当役員が対応し、第1四半期、第3四半期の決算説明会は担当役員が対応することを基本としています。

(2) 当社は、情報の収集及び管理、開示を統括する部署が関連部署と連携しながら、適時かつ公正、適正に情報開示を行っています。

(3) 経営に株主意見を反映するため、重要なフィードバック事項が発生した場合は、取締役会へ報告しています。

(4) 当社では決算情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するために、サイレントビリオドを設定し、この期間中の決算に係るお問い合わせへの回答やコメントを控えさせていただいています。また、内部情報管理規程にて情報の統括管理を実施し、インサイダー情報の管理に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大同生命保険株式会社	6,280,500	6.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,781,000	6.32
株式会社三菱UFJ銀行	4,272,320	4.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,806,200	4.16

FUJi取引先持株会	2,982,000	3.26
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,913,350	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,731,500	1.89
株式会社名古屋銀行	1,554,586	1.70
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,483,200	1.62
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,467,617	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川合 伸子	弁護士											
玉田 秀彰	他の会社の出身者											
水野 象司	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川合 伸子	○	---	川合氏は、弁護士としての専門知識・経験等を活かし、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任いたします。 また、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。

玉田 秀彰	○	---	玉田氏は、国内及び海外での豊富な営業経験と経営者としての知見を得ております。その経験を活かし、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任いたします。 また、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。
水野 象司	○	水野氏は丸文株式会社の代表取締役社長を経て、取締役相談役を務めておりましたが、2020年6月25日に取締役を退任しました。丸文株式会社と当社との間には販売及び購入における取引関係はありますが、同社と当社との取引額は、東京証券取引所及び当社が定める独立役員要件を満たしているため、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	水野氏は、豊富な営業経験と経営者としての知見を得ております。その経験を活かし、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任いたします。 また、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定例的な報告会、往査の立会、口頭又は文書による情報交換のほか、常に緊密な連携・協調を保ち、積極的に意見や情報の交換を行い、それぞれの監査で得られた内容を相互に共有することにより、監査業務の品質の向上に努め、効果的な改善を図っております。監査役は職務補助の対応は、監査役要求の都度監査部スタッフが対応する体制としております。また、監査部は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役へ報告するとともに、監査役からの情報開示要求があった場合はその結果を提供することとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松田 茂樹	公認会計士													
山下 佳代子	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松田 茂樹	○	---	松田氏は、公認会計士・税理士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任いたします。 また、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。
山下 佳代子	○	---	山下氏は、公認会計士・税理士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任いたします。 また、同氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度は社外取締役以外の取締役を対象としており、連結営業利益、連結ROEの前年度実績を考慮し、各年度で増減させる業績に応じた報酬である「業績連動給(全社)」と、各役員の個人業績評価である「業績連動給(個人)」から構成されております。「業績連動給(全社)」は、生み出された成果・業績に対して処遇するものであり、役位が大きくなるほど配分が大きくなるよう設定することで、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求める内容になっております。一方、「業績連動給(個人)」とは、全社課題、部門課題における各役員の個人業績に対する成果・貢献について評価をするもので、役員自らが中期経営計画や事業部方針、部門方針等を鑑み設定した課題の達成度に加え、戦略、業務、人・組織の視点から業務執行能力を代表取締役が評価しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

全取締役の総額を開示しております。
2019年度における取締役の年間報酬総額は372百万円(うち社外取締役15百万円)としております。
当社の役員報酬制度は、各役位に対する「固定報酬」に、全社及び個人に対する「業績連動給」をそれぞれ加味して最終的な報酬を決定し、定期同額給与としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、各役位に対する「固定報酬」、全社及び個人に対する「業績連動報酬」を支給する。

なお、2021年6月29日開催予定の第75期定時株主総会において「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認可決されることを前提に、「固定報酬」の一部を代えて「譲渡制限付株式報酬」にて支給することとする。

社外取締役については、その職務に鑑み「固定報酬」のみとし「業績連動報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」は支給しない。

2. 取締役の個人別の「固定報酬」の額、「業績連動報酬」の額、及び「譲渡制限付株式報酬」の額または株式数に対する割当の決定に関する方針

取締役の「固定報酬」については、役位、職責、在任年数、当社の業績、さらには従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。取締役の「業績連動報酬」については、当社が経営指標として重視している「連結営業利益」、「連結ROE」の前年度実績を考慮し、業績に応じた「業績連動給（全社）」と、各取締役の個人業績評価に基づく「業績連動給（個人）」から構成される。

なお、2021年6月29日開催予定の第75期定時株主総会において「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認可決されることを前提に、第62期定時株主総会（2008年6月27日開催）で承認可決された取締役報酬額である年額450百万円の20％に相当する90百万円を上限に「譲渡制限付株式報酬」にて支給することとする。

「譲渡制限付株式報酬」についての概要は以下のとおりとする。

・譲渡制限付株式報酬の上限	総額90百万円（1年間あたり）
・付与する株式数の上限	50,000株（1年間あたり）
・付与開始時期	2021年7月以降
・譲渡制限期間	退任日まで

3. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第62期定時株主総会において年額450百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役及び使用人は、社外監査役の要求に応じて会社の業務の執行状況を報告いたします。また、社外監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じ開催される臨時取締役会にて法令で定められた事項、その他経営上の重要事項の決定と業務の執行状況の監督を行っております。

経営の意思決定機能と業務の執行機能を分離し、経営のスピード化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、執行役員への権限委譲を行うとともに業務の執行責任を持たせ、定例及び臨時経営業務執行会議にて業務執行の報告及び方針の決定を行っております。

業務の執行に当たっては、毎年度「経営方針」、「年間（中間）利益計画」を策定し、経営目標を明確にするとともに、各部門で達成管理を行っております。

また子会社を含めた経営業務執行会議も定期的に開催し、グループ各社の経営状況の確認とコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。監査役は取締役会に出席し、毎月及び必要な都度監査役会を開催し、経営ならびに取締役の職務の執行の適法性を監査しております。その他、会計監査人と定例的な報告会、往査の立合、口頭または文書による情報交換のほか、常に緊密な連帯・協調を保ち、積極的に意見や情報の交換を行い、それぞれの監査で得られた内容を相互に共有することにより、監査業務の品質の向上に努め、効果的な改善を図っております。

会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。当社は同監査法人から独立の第三者として公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。2019年度における会計監査業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

< 監査業務を執行した公認会計士の氏名 >（継続監査年数）

指有限責任社員 業務執行社員 新家 徳子（1年）

指有限責任社員 業務執行社員 齊藤 英喜（7年）

< 監査業務に係る主な補助者の構成 >

公認会計士16名、その他18名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、少数の取締役により迅速な意志決定と取締役会の活性化を図るとともに、執行役員制度を導入することにより経営のスピード化と責任の明確化を図り、効率的な経営システムの確立に努めております。また、内部統制会議の開催やリスク・コンプライアンス委員会の運営を通じて、経営の公正性及び透明性を高めるための体制整備にも取り組んでおります。

社外取締役は取締役会において、それぞれの経験や専門的見地から助言・提言を行っております。

監査役会は社外監査役を含んだ体制として監査役制度の充実強化を図り、経営の機能監視を強化しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年は株主総会より3週間以上前に発送するようにしております。(2020年6月総会は決算・監査業務の遅延のため総会日の15日前発送となりました)
電磁的方法による議決権の行使	書面による議決権行使のほかインターネットによる議決権行使も可能となっております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(全文)の英訳を上場証券取引所に提出するとともに、当社ホームページに掲載しております。
その他	当社ホームページに招集通知(全文)ならびに招集通知(狭義及び参考資料)の英訳を招集通知の発送日前から掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第1四半期決算、第2四半期決算、第3四半期決算後の年4回定期的に決算説明会を実施しております。 本決算、第2四半期決算説明会は代表取締役が説明しており、第1四半期決算、第3四半期決算は担当役員が説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の機関投資家を訪問し、経営状況全般について説明を行っております。 また、日本で開催される海外投資家向けコンファレンスに参加し、海外投資家との面談を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等を掲載しております。 https://www.fuji.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章を定め、ステークホルダーの立場を尊重し、その期待と信頼に応えるべく企業活動を行うことを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO14001による環境マネジメントシステムに則り、環境基本方針と行動指針を掲げそれに適合するような企業活動を展開しております。なお、当社の社会、環境、SDGsへの取り組みについては、当社HPに公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	機関投資家等に対して定期的にIR活動を実施し、企業情報の開示と情報の提供に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当社は、株主、顧客、取引先、及び社員からの期待に応え、より高い企業価値の創造に努めるためには、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの確保、資産の保全に関わるシステムを構築し、経営の質を高めることが重要と考えております。そのために「企業行動憲章」を定め取締役自らによる率先垂範と使用人への徹底を図るとともに、以下のように内部統制システムを整備しております。

(内部統制システムの整備状況)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの確保、資産の保全という統制目的を達成するため、企業行動憲章を定め、取締役は自ら率先垂範して、使用人への周知徹底を図る。

(2)コンプライアンスの全社的な統括推進組織として、代表取締役を最高責任者とした「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

(3)財務報告に係る内部統制の構築、整備、運用、評価を統括することを目的に、代表取締役を最高責任者とする「内部統制会議」を設置する。

(4)監査部は、各部門の業務の執行状況が法令、定款及び社内諸規程に基づき、適正かつ合理的に実施されていることを監査し、その結果を代表取締役に報告する。

(5)取締役及び使用人の職務の執行に係るコンプライアンス違反について通報窓口を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存するとともに、取締役及び監査役が常時、閲覧可能な状態に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、各部門におけるリスク管理体制の整備を支援し、全社的な視点から部門横断的なリスク管理体制の整備を推進する。

(2)各部門は「リスク管理基本規程」に基づき、経営活動の遂行を阻害するリスクを組織的・体系的に整理したうえで、それらの発生予防と発生時の損害を最小限にする。

(3)監査部は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。

(4)企業の社会的責任に係る環境及び安全衛生等のリスクについては、「環境管理委員会」、「安全衛生委員会」等を設置して、リスク管理に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)経営の意思決定機能と業務の執行機能を分離し、経営のスピード化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入して、執行役員は代表取締役から権限委譲を受け、業務の執行責任を果たす。

(2)取締役の職務の執行については、組織、職務権限及び業務分掌に関する規程等により、役割・責任の範囲及び職務の執行手続を定める。

(3)業務の執行に当たっては、年度の「経営方針」、「年間(中間)利益計画」を策定し、経営目標を明確にするとともに、各部門は達成管理を行う。

5. 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社を含めた経営業務執行会議を定期的開催し、子会社の経営及び業務が適正に行われていることを確認する。

(2)監査部は、子会社の業務の執行が適正に行われ、子会社を含めたコンプライアンス体制及びリスク管理体制が適正に運営されていることを監査し、その結果を代表取締役に報告する。

6. 監査役の職務の補助をすべき使用人及び当該使用人の独立性に関する事項

(1)監査役の職務を補助すべき使用人は設定しない。ただし、監査役の要求があれば、その都度、代表取締役は監査部スタッフを対応させる。

(2)監査役を補助する使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事異動・考課については、監査役の同意を得る。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役及び使用人は、監査役の要求に応じて会社の業務の執行状況を監査役に報告する。また取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、監査役会に報告する。

(2)監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

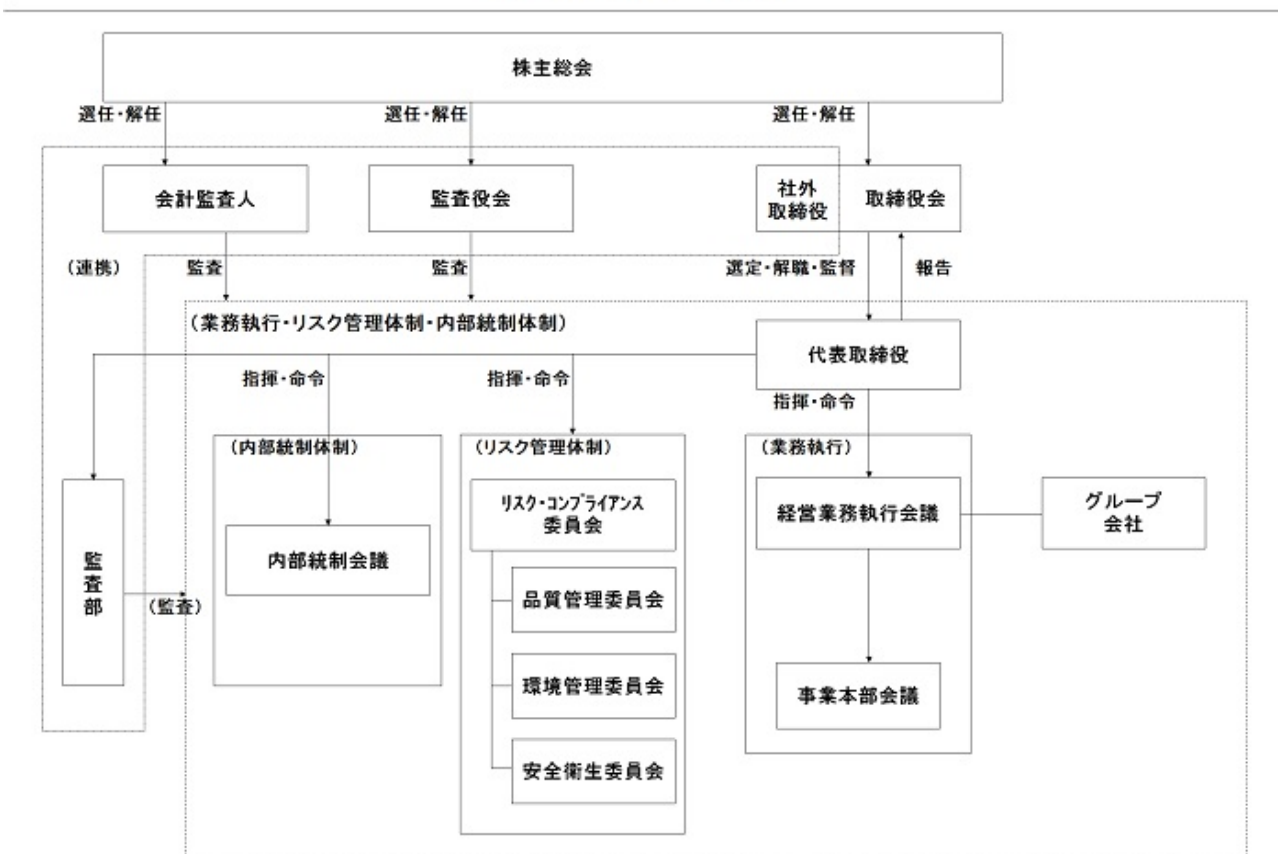
(3)監査役は会計監査人と定例的な報告会、往査の立会、口頭又は文書による情報交換のほか、常に緊密な連携・協調を保ち、積極的に意見や情報の交換を行い、それぞれの監査で得られた内容を相互に共有することにより、監査業務の品質の向上に努め、効果的な改善を図る。

(4)取締役及び使用人はコンプライアンス違反に係る通報を監査役に速やかに報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社は、「企業行動憲章」において、市民社会や企業活動の秩序と安全に悪影響や脅威を与える反社会的勢力とは一切関わらない旨規定しております。

・当社は、反社会的勢力排除の対応を行う統括部門を定め、警察等の外部の専門機関と連携を図りつつ対応するとともに、反社会的勢力に関する情報の収集・管理及び役職員への周知により対応力の向上を図っております。



【重要情報の管理・開示のフローチャート】

